

件名：新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて（学生版、第3報）

学生各位

全国に出されていた緊急事態宣言が5月31日まで延期され、緊急事態措置に係る静岡県実施方針が変更されました。

そこで学習、研究、及び、事業実践活動について、以下の通りの行動を要請します。

この要請は5月11日（月）から5月31日（日）まで継続します。また、今後の状況に応じて変更されることがあります。

（登校について）

1. 浜松市及びその近隣区域（静岡県西部地方）在住の学生

登校することができます。大講義室で講義を受けることも可能です。

起業ルームを利用している学生は、できるだけ起業ルーム内で活動してください。

研究分野内の席を利用している学生は、指導教員と相談し、密な状態にならないようにしてください。

学内ではマスクを着用し、人と接する場合は、できるだけ2m以上距離を取ってください。

打合せ等を行う場合は、広い部屋を使うか、本館1階の吹き抜けを使ってください。

静岡県西部地方からの来客がある場合は、指導教員に相談し、学長の許可を得てください。

2週間以内に特定警戒都道府県の人と接触のあった場合は、特に注意してください。

2. 浜松市及びその近隣区域（静岡県西部地方）以外に在住の学生

学習、研究、及び、事業実践活動は、原則、在宅、または、所属先企業で行ってください。

講義、ゼミ、打合せ等はインターネットを活用してください。

実験等でやむを得ず登校が必要な場合は、指導教員と相談し、学長の許可を得てください。

（体調不良の場合について）

3. 感染した場合

帰国者・濃厚接触者相談センターや医師の指示に従ってください。指導教員に連絡してください。

4. 海外からの帰国者、濃厚接触者等感染疑いのある場合

帰国者・濃厚接触者相談センターに問合せってください。指導教員に連絡してください。

5. 発熱（37.5℃以上）等の風邪などの体調不良の場合

自宅待機してください。指導教員に連絡してください。

6. 同居する家族等の風邪などによる体調不良の場合

自宅待機してください。

(外出自粛について)

7. 不要不急の都道府県をまたいだ移動を控えてください。

教務委員長

石井 勝弘